

高山市新火葬場建設に係る設計及び工事監理業務委託仕様書

第1節 業務の概要

1 目的

本業務は、老朽化した高山市営火葬場の建替えを行うため、別添の設計と条件等を踏まえ、新たな火葬場施設の基盤造成、建築及び現施設の解体に係る設計並びに工事監理業務を行うものである。

2 業務場所

高山市西洞町131番地ほか 高山市営火葬場周辺

3 業務期間

契約締結日（令和8年4月上旬）から令和12年6月まで（予定）

工事費概算見積書(中間)の提出期限 令和8年11月13日（金）

基本設計業務（地質調査及び土木設計を含む）の履行期限

令和9年1月29日（金）

実施設計業務の履行期限

令和9年8月31日（火）

工事監理業務期間

令和10年1月から令和12年6月まで（予定）

4 契約上限額

90,700,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

うち、基本設計業務に係る委託料の上限額は40,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 支払条件

（1）設計業務に係る委託料

基本設計業務の完了後及び実施設計業務の完了後に、それぞれ検査を受け合格の後、それぞれの業務に係る委託料を支払うものとする。

（2）工事監理業務に係る委託料

各年度の業務完了後に支払うものとする。

第2節 一般事項

1 業務の開始

- (1) 受託者は、業務の開始にあたって、本仕様書を熟読し、市の指示により、その趣旨を本業務に的確に反映させること。
- (2) 業務開始後は、本業務に専心従事すること。
- (3) 建築士法第24条の7に基づき、設計受託契約に先立ち契約の内容及びその履行に関する事項を「重要事項説明書」にて説明すること。
- (4) 契約締結後、建築士法第24条の8に基づく書面の交付を行うこと。

2 法令の遵守

業務にあたっては、建築基準法、消防法、電気事業法、建設業法、水道法、下水道法等の関係法令及び高山市美しい景観と潤いのあるまちづくり条例、高山市風致地区条例、高山市誰にもやさしいまちづくり条例等の関係条例（以下「関係法令等」という。）を遵守すること。

3 秘密厳守

業務上知り得た秘密は、他に絶対に漏らしてはならない。

4 管理技術者等

管理技術者等について、指定の様式で届け出ること。

(1) 管理技術者

本業務に係る技術的事項を総括する者であり、業務担当者のうちで総括して業務を管理する立場を有する。また、本業務の成果品が本仕様書及び関係法令等に適合することに関し責を負う者であり、建築士法第3条から第3条の2による一級建築士とする。

(2) 主任技術者

管理技術者の下で各担当者を統括する役割を担う者であり、建築士法第3条から第3条の2による一級建築士とする。

(3) 各技術者（意匠設計、構造設計、電気設備設計、機械設備設計、建築積算、土木設計、土木積算）

建築又は土木の設計・積算に関する業務に数多く携わり、経験を有する者を選出し、市の承諾を得たうえで業務にあたること。

(4) 照査技術者

照査技術者を定め、設計内容に不備、誤算等が生じないよう充分な管理、照査を行った上で照査チェックリスト（市が指示する様式）と共に高山市へ成果品を提出すること。

(5) 協力会社

電気設備、機械設備、土木の設計等を他社に協力させる場合は、その担当者名簿及び市が指定する書類を提出して承認を受けること。

5 提出書類

受託者は次の書類を提出すること。書類は下記のほか、市ホームページに掲載されている提出書類一覧表に従い提出すること。また、そこに掲示されている様式を用いること。

(1) 着手時

- ア 管理技術者届（経歴書、資格証写し添付）
- イ 主任技術者届（経歴書、資格証写し添付）
- ウ 各技術者届（経歴書、資格証写し添付）
- エ 照査技術者届（経歴書、資格証写し添付）
- オ 業務計画書（次の①から④の内容を記載）

① 業務一般事項

- ・目的
- ・適用範囲
- ・適用法令
- ・適用基準類
- ・内容変更が生じた場合の処置方法

② 業務工程計画

- ・業務工程表

③ 業務体制

- ・受託者側の管理体制（受注者管理体制系統図）
- ・業務運営計画（現場定例会議の開催に係る事項：出席者、開催時期、議題、役割分担、その他必要事項）
- ・管理技術者等の経歴
- ・業務フロー

④ 業務方針

- ・受注者として特に重点を置いて実施する業務等
- ・再委託等の届（事務所登録証写し）又は協力会社の届出
- ・再委託先又は協力会社の担当者届（経歴書、資格証写し添付）
- ・履行体系図

(2) 履行期間中

- ア 履行報告書（毎月初め10日以内提出）
- イ 打合せ記録
- ウ 指示協議書
- エ 貸与品等借用（返納）書

(3) 設計業務完了時

- ア 設計業務完了届
- イ 照査完了届
- ウ 設計照査チェックリスト（市が指示する様式）（照査技術者 押印）
- エ コスト縮減書

- オ 設計成果品写真
- (4) 監理業務完了時
 - ア 業務完了届
 - イ 照査チェックリスト（市が指示する様式）（照査技術者 押印）
 - ウ 業務実施工程表

6 設計図書等の帰属

設計完了後の原図その他の設計図書は、版權も含めて市に帰属するものとする。

7 調査・打ち合わせ

市の指示により、随時、調査あるいは打ち合わせを実施する。また、打ち合わせに必要な資料及び議事録作成は、受託者が実施する。軽微な連絡打ち合わせについては、電子メールの使用を認める。

8 確認申請等

- (1) 計画敷地内の建築物及び工作物について、建築基準法の規定による確認申請書を作成し提出すること。申請先は市と協議すること。工事着手に支障を与えぬよう適切に内容を精査し申請書の提出を行い、確認済証の交付を受けること。
- (2) 工事完了後は、完了検査申請書を作成し提出すること。施設利用開始に支障を与えぬように検査済証の交付を受けること。
- (3) 建築基準法第15条に係る工事届、都市計画法第53条許可申請、官庁関係機関等への必要な手続き等一式を代行すること。

9 火葬炉設備事業者との連携

- (1) 令和8年3月までに市が別途選定する火葬炉設備の設計・製造・設置工事を行う事業者と密に連絡をとり、設計業務を進めること。
- (2) 本業務では、火葬炉設備以外の全ての設計を行うこと。なお、別添の設計と条件の図3に示す火葬台車の昇降設備は、火葬炉設備に含まない。

10 その他

- (1) 本仕様書に明記なき事項については、その都度市と受託者の協議にて定める。
- (2) 工事施工中及び本業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由により設計変更が必要になった場合、これに伴う設計業務及び手続きは受託者が行うものとする。
- (3) 本業務の完了検査後であっても、国、県、又は市が行う検査、または監査にあたって市から要請があった場合は、これらに立ち会うものとする。
- (4) 景観法、省エネ法、都市計画法等の許認可に伴う申請書等の作成及び申請代行は、受託者が行うものとする。
- (5) 市の本業務における委託費の算出基準は国土交通省告示第98号に準ずる。

第3節 設計

1 共通仕様書

設計については、本仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「構内舗装・排水設計基準及び参考資料」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」の各最新版による。

設備については、「建築設備設計基準」、「高山市給水工事施工基準」、「高山市排水設備工事設計指針」、「排水設備工事設計指針（日本下水道協会）」の各最新版による。

土木については、「設計業務委託共通仕様書（岐阜県）」、「地質・土質調査業務共通仕様書（岐阜県）」の各最新版による。

2 現地調査

契約締結後速やかに詳細な現地調査を行い、既存建屋の図面作成を行うとともに、調査により下記有害物質の含有が判明した場合は、その除去計画を策定し市に報告するとともに、処理費用等について適正に工事費に反映させること。適用する調査、除去計画の基準は下記のとおりとする。

（1）アスベスト

調査：アスベストレベル1～3とする。外壁吹付部、内装仕上等については、専門業者による分析を行うこと（10検体を想定）。隠蔽部断熱材、配管保温材等については、年代特定等で判断、含有・非含有、みなし建材の仕分けを行うこと。

基準：「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（厚生労働省、環境省）」の最新版による。

（2）PCB

調査：照明器具、シーリング材等とする。

基準：「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）」の最新版による。

（3）ダイオキシン類

調査：火葬炉内4箇所、煙道内4箇所、周辺土壌2箇所とする。

基準：「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（厚生労働省）」の最新版による。

3 基本設計

基本設計については、必要に応じて複数案作成し、市と協議し決定すること。なお、実施設計に先立ち、現地調査、関係法令調査及び関係官庁との打ち合わせを行い、下記の基本資料を作成し、市の承認を得た後、実施設計作業を進めること。

（1）設計要求品質チェック表

（2）現地調査報告書

(3) アスベスト・P C B・ダイオキシン類調査報告書

(4) 地質調査報告書（土質サンプル一式を含む。）

調査方法：土質ボーリングノンコア標準貫入試験併用φ66

想定土質：砂混じりシルト3m、礫混じり砂3m、流紋岩3m

（市では現施設敷地内1箇所調査実施済）

調査数量：5箇所

(5) 基本設計図（計画概要書、配置図、平面図、仕上表、立面図、詳細図、基本設計提案パース外観・内観複数枚）

(6) 土木設計図（計画概要書、雨水排水計画検討書、平面図、横断図、縦断図）

(7) 解体設計図（仮設計画図、平面図、立面図）

(8) 工事費概算見積書

(9) コスト縮減計画書

(10) 工事計画工程表

(11) 関係法規チェックリスト

(12) 合成樹脂製白模型（縮尺50分の1程度）

(13) その他市の指示によるもの

4 実施設計

(1) 実施設計に必要な諸要件については、市と打ち合わせの上決定すること。

(2) 貸与資料によるほか、現地調査を詳細に行い、実施設計を行うこと。

(3) 使用材料については、事前に市に見本、カタログ等で説明を行うこと。

5 積算

(1) 設計見積り額は、市が示した予算額を超えないように留意すること。

(2) 積算は、「国土交通省公共建築工事積算基準」、「建築数量積算基準・同解説」、「建築設備数量積算基準」、「国土交通省土木工事標準積算基準」の各最新版による。

(3) 労務単価、材料単価については、工事発注時期に合わせた適正な価格を採用し、市に報告すること。

(4) 刊行物等の使用は、必要に応じて市と協議して決定すること。

(5) 専門業者への見積りにあたっては、メーカー等に一括見積りを行ってはならない。なお、見積依頼先については事前に協議書を提出し、市の承認を受けること。

6 設計図書の作成

(1) 図面、見積書等の作成については、設計条件等の内容を十分吟味し、誤記、訂正漏れのないよう照査技術者のチェックを受けること。

(2) 図面に記載する材料は、一般的呼称を用い、原則として商品名を記入しないこと。

(3) 設計図書は、市の指示に従い、工事発注方法等に区分できるように作成すること。

(4) 設計図は、原則としてC A Dソフトによる作成とし、指示されたデータで提出できるよ

う作成すること。

7 設計図書の提出

- (1) 設計図書は、十分その内容について精査して期限までに提出し、検査を受けること。なお、照査技術者は、市への提出にあたりあらかじめ照査チェックリストに係る項目を適切に照査すること。
- (2) 図面データは、DXF形式（MPZ形式、JWW形式も可）、PDF形式で、記録媒体に保存して提出すること。
- (3) 工事内訳書、単価根拠、数量調書は、エクセルで作成し、必ずそれぞれとリンクさせること。（直接工事費までを作成）

8 実施設計の成果品

- (1) 実施設計の成果品は次の図書とするが、市との協議により、追加又は削除できるものとする。

区分	図書名	様式等	提出部数
建築	特記仕様書	A 2（市の様式）	製本図
	求積図		A 2 版 2 冊
	配置図・案内図		A 3 縮小版 3 冊
	仕上特記仕様書		
	外部仕上表		
	内部仕上表		
	各階平面図		
	天井伏図・屋根伏図		
	採光・換気・排煙計算書		
	立面図		
	断面図		
	矩計図		
	平面詳細図		
	展開図		
	階段平面図		
	階段展開図		
	建具キープラン		
	建具表		
	サインキープラン・詳細図		
	家具配置図		
	家具詳細図		
	雑詳細図		

	法チェック図 外構図 外構詳細図 床伏図・梁伏図 構造図 工程フロー図 仮設計画図 既存設備図 解体工事に必要な図書 その他必要な図書		
電気	特記仕様書 盤類結線図 幹線系統図・線路内訳表 幹線・動力設備図 照明器具一覧表 照明設備図 コンセント・ヒーター設備図 弱電設備系統図・機器表 太陽光発電設備図 その他必要な図書	A 2（市の様式）	製本図 A 2 版 2 冊 A 3 縮小版 3 冊
機械	特記仕様書 空調設備図 空調設備系統図 消防設備図 換気設備一覧表・計算書 衛生機器一覧表・計算書 衛生設備図 衛生設備系統図 E L V 図 その他必要な図書	A 2（市の様式）	製本図 A 2 版 2 冊 A 3 縮小版 3 冊
土木	特記仕様書 平面図 縦断図 横断図 構造図 展開図 工程フロー図	A 2（市の様式）	製本図 A 2 版 2 冊 A 3 縮小版 3 冊

	仮設計画図		
	その他必要な図書		
積算	工事費内訳書	A 4（市の様式）	1 部
	数量積算書	適宜	原本をファイリング
	見積書（単価根拠）	適宜	
	設計根拠（計算書等）	適宜	
完成予想パース（最終版）		A 2	外観・内観 5 枚以上
合成樹脂製白模型（最終版）		縮尺 5 0 分の 1 程度	一式

（2）成果品の提出仕様は次のとおりとする。

- ア 表紙兼図面リストは別途付けること。
- イ 製本図面は表紙及び背表紙に工事名を印刷すること。
- ウ 製本図 A 3 縮小版 3 冊のうち 1 冊は A 4 折とすること。
- エ 図面 P D F データは、対象工事毎に一連ファイルに結合したものとすること。
- オ 工事費内訳書は、直接工事費までとし、エクセルデータで根拠とリンクさせて提出すること。
- カ 図面と工事費内訳書は別々の C D - R で提出すること。
- キ 完成予想パース（最終版）は、専門業者が作成したものとすること。
- ク 合成樹脂製白模型（最終版）は、基本設計時に作成した模型を修正したものでも可とする。

（3）提出する成果品は、照査技術者による照査完了後、市との読み合わせ、精査を完了したものとする。

9 参考資料の貸与

本業務の貸与予定資料は次のとおりとする。

- （1）新火葬場建築プラン概略検討業務委託報告書（現況測量図データを含む）
- （2）新火葬場建設に伴う地質調査等業務委託報告書
- （3）新火葬場建設に係る施設整備計画作成業務委託報告書
- （4）新火葬場建設に係る環境影響調査報告書
- （5）新火葬場建設用地測量図
- （6）市道西洞宗猷寺 2 号線道路改良工事設計図
- （7）火葬場給水設備更新工事設計図
- （8）市道西洞宗猷寺 2 号線下水道管渠整備工事設計図

10 設計委託料の変更

工事概要について軽微な変更があっても、設計業務委託料の変更は行わない。

第 4 節 工事監理

1 共通事項

受託者が工事監理を遂行するにあたって遵守すべき共通事項は、次のとおりとする。

- (1) 工事監理は、本仕様書のほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）」、「同監理指針」、「公共建築木造工事標準仕様書」、「建築物解体工事共通仕様書・同解説」、「岐阜県建設工事共通仕様書」の最新版によること。
- (2) 受託者の立場で判断できない事項及び工事の変更、期間延長、契約の解除等の事態が生じたとき、その他重要と認められる事項については市と協議し解決にあたること。
- (3) 契約に基づく監理期間は、厳守しなければならない。ただし、工事竣工検査等において手直し事項が指示された場合は、その工事完了まで責任をもって監理にあたらなければならない。
- (4) 監理対象工事が市の定める重点監督対象工事に該当した場合は、この取り扱いによること。

2 工事監理業務の範囲

工事監理業務の範囲は次のとおりとする。

- (1) 工事監理に関する業務
 - ア 設計内容を把握し請負者等に正確に伝えるための業務
 - ・請負者等との打合せ
 - ・詳細図の作成等
 - イ 施工図等を設計図書に照らして検討する業務
 - ・施工図の検討・承諾
 - ・材料及び見本等の検討
 - ・建築設備の機械器具の検討
 - ・現場での詳細納まりの検討
 - ウ 工事の確認及び報告
 - ・工事が設計図書の内容に合致するかどうかの確認
 - ・検査の立会い確認
 - エ 工事監理業報告手続き
 - ・業務報告書等の提出
- (2) 工事の契約及び指導監督に関する業務
 - ア 実施工程表を確認又は検討する業務
 - ・実施工程表を検討する業務
 - ・施工計画書を確認する業務
 - ・品質計画を検討・指示する業務
- (3) その他業務
 - ア 工事請負者等から提出される届出書等の内容の確認及び検討

- ・現場代理人届、主任技術者届（専任）または監理技術者届（専任）、下請負人名簿、有資格者名簿、工事費内訳明細書、工程表（週休二日制の確保）、材料発注予定表、工事出来形検査願、完成届、完成図等の確認及び検討する業務
- イ 設計図書に明示しがたいものの決定にあつての見本、または実施案の作成業務
- ウ 関連工事の調整に関する業務
 - ・工事が複数の請負者等に分割されて行われ、それらが密接に関連する場合に、必要に応じ請負者等の協力を得て調整を行う業務
- エ 市が行う工事完成検査の立会い、請負業者提出書類の整理・取りまとめ業務
- オ 工事中の許認可に伴う申請書等の作成及び申請代行、検査立会い業務
- カ 保全関係書類の整備への協力
- キ 工事請負者等に対し一括下請けの点検を行う業務

3 業務の実施

（１）一般事項

工事監督業務は、「２ 工事監理業務の範囲」に基づき実施する。なお、実情にそぐわない、または疑義が生じた場合は、市と協議すること。

（２）提出書類

高山市建築工事監理業務委託関係様式に基づき、延滞なく提出を行うこと。

（３）監理報告

ア 月例報告書

毎月の監理状況を翌月の１０日までに市に提出し、その確認を受けること。

- ・監理報告書
- ・工事監理記録簿（写真添付）
- ・工事報告書（工事請負者等から提出されたものを添付）

イ 業務完了届

工事監理業務が完了したときは、直ちに業務完了届及び着手時から完了までの提出書類を整理し提出すること。

ウ 次の事態が生じた場合は、速やかに市に報告し、その指示に従って対応しなければならない。

- ・工事請負者が、工事施工の指示に従わないとき。
- ・施工に不正の疑いが発見されたとき。
- ・工事が工程計画のとおりに進まないとき。
- ・工事現場において、工事に関連して第三者との間に紛争が生じる恐れのあるとき、又は事故が発生したとき。あるいはその恐れがあるとき。

4 監理委託料の変更

設計金額と工事施工者の請負金額に差が生じた場合、または変更等によって軽微な工事金額の増減が生じた場合は、委託料の変更はしないものとする。

5 設計変更

工事施工中に設計変更の必要が生じた場合、受託者においてその全ての業務を行うこと。

6 その他

(1) 業務完了後の対応

業務完了後であっても、国等が実施する検査等においては、必要書類の調整、現場立会等に関係者として対応すること。

(2) 単価の見直し

工事監理業務開始までの間に積算単価等に物価変動が生じた場合は、市からの指示に従い、工事発注時期までに本業務において適切に単価見直しを実施すること。